

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

拾ったお金にも税金？

Q：個人タクシー業を営んでいますが、先日、車内に忘れ物があったので警察に届けたところ、現金1千万円が入っていました。すぐに持主が現れ、謝礼として100万円を受け取ったのですが、この謝礼にも所得税がかかりますか。

A：一時所得として課税されます。

【解説】

拾得者が遺失物を警察に差し出すと、公告が行われ、6カ月以内に所有者が現れないときは、拾得者は、その所有権を取得できます。そのほか落とし主が現れた場合、報労金として、遺失物の5%~20%の請求権が遺失物法で規定されています。

現在の税法の規定によれば、遺失物の拾得金品や報労金についても、一時所得として所得税が課税されることになっています。

ところで、事業所得者が事業の遂行上付随して得た収入は、事業所得の収入金額に算入することになります。

したがって、ご質問の場合の個人タクシー業者が業務の遂行中、自己の管理するタクシー内で遺失物を拾得したことによる報労金等も、業務に関連する収入という考え方もあります。

しかし、遺失物に基づく報労金等は、善行に対する報労という要素もあり、労務、その他の対価性を有していないことから、事業の収益であるという意味の事業所得とみることは問題があると思われますので、一時所得に該当することになります。

